

仕 様 書

西京区役所地域力推進室総務・防災担当

(担当 矢野、太田 電話381-7157)

委託名	西京区総合庁舎消防用設備点検業務委託
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約条件	別添「西京区総合庁舎消防用設備点検業務委託仕様書」のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、西京区役所地域力推進室総務・防災担当の指示に従って
ください。

西京区総合庁舎消防用設備点検業務委託仕様書

この仕様書においては、京都市西京区役所を「甲」といい、受託業者を「乙」という。

1 総則

- (1) 乙は、京都市契約事務規則及び関係法規を遵守し、京都市西京区総合庁舎の消防用設備点検業務（消防法第17条の3の3の規定及び建築基準法に基づき、消防用設備等（火災報知設備、防火設備等）の機能を正常な状態に維持するための点検整備）を完全に実施すること。
- (2) 甲は、京都市役所オリジナル環境マネジメントシステム（KYOMS）実施事業所のため、乙は、甲が行うKYOMSに係る各種取組に積極的に協力すること。また、当該業務に従事する者に、甲の環境方針、取組事項等を周知すること。

2 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 対象設備

西京区総合庁舎西庁舎、東庁舎に設置された消防用設備等
配備数、配備場所について西庁舎は別紙1、東庁舎は別紙2を参照

4 実施基準

- (1) 点検及び報告
乙は、消防用設備等の点検の資格を有する者を派遣し、消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項に定める点検及び報告を行うこと。
なお、点検月は、6月・12月とし、6月に機器点検を、12月に総合点検・機器点検を行うこと。
- (2) 緊急時対応
火災その他により消防用設備等が作動した場合、又は消防用設備等の故障等、緊急事態が発生した場合（故障の疑いがある場合を含む。）は、直ちに、消防用設備等の点検の資格を有する者を派遣し、適切な処置を行うこと。

5 消防用設備等の種類及び点検業務の実施内容

- (1) 屋内消火栓設備
 - ア 消火栓BOXの開閉形状ホースノズルの破損及び収納状態の確認
 - イ 操作盤及び起動押釦によるポンプモーター作動
 - ウ テスト弁による放水
 - エ その他、法令上又は設備上、必要となる検査
- (2) 自動火災報知設備
 - ア 指定機器による感知器のあぶり及び加煙試験
 - イ 発信機鳴動試験

- ウ 受信機回路表示導通、電源の試験
 - エ その他、法令上又は設備上、必要となる検査
- (3) 防火・排煙設備
- ア 指定機器による感知器のあぶり及び加煙試験
 - イ 防火扉・防火シャッター・防火ダンパーの作動及び開閉状態の確認。ただし、自動火災報知設備との連動による防火ダンパー作動試験は、総合点検の際に実施するものとする。
 - ウ その他、法令上又は設備上、必要となる検査
- (4) 非常放送設備
- ア 一斉放送・地区放送による音声確認
 - イ 非常電源の確認
 - ウ その他、法令上又は設備上、必要となる検査
- (5) 誘導灯
- ア 外観点検
 - イ 機能点検
 - ウ その他、法令上又は設備上、必要となる検査
- (6) 消火器
- ア 設置場所、銘板の有無確認
 - イ 薬剤の形状、安全装置ボンベ等の状態確認
 - ウ その他、法令上又は設備上、必要となる検査
- (7) 粉末消火設備
- ア 設置場所、銘板の有無確認
 - イ 薬剤の形状、安全装置ボンベ等の状態確認
 - ウ 表示灯
 - エ その他、法令上又は設備上、必要となる検査
- (8) 避難器具
- ア 設置場所、銘板の有無確認
 - イ 外観点検
 - ウ 機能点検
 - エ その他、法令上又は設備上、必要となる検査

6 特別業務

- (1) 危険物取扱業務（別紙2非常発電設備に対し）
- ア 受託者は危険物取扱者を選任し、所轄官庁に届出をするものとする。
 - イ 危険物取扱者の業務は、危険物取扱作業及び危険物取扱作業の立ち会い監督とする。
 - ウ 危険物取扱者の業務について、この仕様書に定めのない事項及び疑義については、委託者受託者が協議する。

7 連絡及び報告

- (1) 乙は、点検作業（緊急時対応を除く。）の実施 2 週間前までに、実施日時を連絡し、甲の承認を得ること。
なお、乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合であっても、甲が変更を求めた場合は、それに従うこと。
- (2) 乙は、点検日当日の作業開始前及び終了後に、その旨を甲に連絡すること。
- (3) 乙は、点検作業（緊急時対応を含む。）の実施後 2 週間以内に、報告書を提出し、甲の承認を得ること。
なお、乙は、甲が実施内容に不備があると判断した場合は、甲の指示に従い、改善を図ること。
- (4) 乙は、甲の指示に従い、隨時、甲の要請する報告書及び不良箇所に係る見積書を提出すること。

8 負担区分

- (1) 乙負担分
ア 点検業務に必要な機器及び材料
イ 感知器（煙感知器は除く。）
ウ その他、点検業務に必要な一切の経費
- (2) 甲負担分
ア 設備上の問題を改善するため、甲の承認を得て修理、交換、補充等の必要な処置を行った場合
イ 法令の定める基準に適合させるため、甲の承認を得て増設等の必要な処置を行った場合
ウ 甲の都合により行う工事、模様替え等のため、甲の承認を得て設備の改修等を行った場合
エ その他精密検査、又は薬剤等の放出等、特別の検査を行った場合

9 その他留意事項

- (1) 乙は、当該業務の実施に際し、安全の確保を図り、事故の防止に努めること。
- (2) 乙は、当該業務の実施に際し、甲の執務に支障を及ぼすことがないよう、留意すること。
- (3) 乙は、当該業務に必要となる鍵を甲から受け取り、業務終了後は、完全に施錠し、直ちに返還すること。

10 支払方法

- 委託料は、年度末において、乙の請求に基づき支払う。
なお、「7連絡及び報告」の「(3)」の報告書を提出し、甲の承認を得られない場合、甲は支払を留保することがある。

11 契約の解除

- (1) 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除できる。
ア 執務室移転等により、当該設備を点検する必要がなくなったとき。
イ その他契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
- (2) 甲は、前項の場合、契約金額を変更するものとする。その場合、契約金額を月割りし、点検を実施した月までの金額を支払うものとする。